第八条第一項第十号ロ中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ハ　法第四十条第二項第五号に規定する養成施設　面接授業を他の養成施設等に実施させる場合には、当該他の養成施設等の名称、所在地及び設置者又は経営者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該他の養成施設等において実施する面接授業の科目

第八条第三項中「第一項の」を「法第七条第二号若しくは第四十条第二項第一号から第三号までに規定する養成施設に係る第一項の」に改める。

第九条第二項中「関する事項」の下に「、同号ハに掲げる他の養成施設等に関する事項」を加える。

第十条第三号中「異動」の下に「（実習指導者の異動については、法第七条第二号若しくは第三号又は第四十条第二項第一号から第三号までに規定する養成施設に限る。）」を加える。

第十二条中「及び第十四号ロ」を「、第九号の二及び第十四号ロ並びに第七条の二第一号ホ」に改める。

別表第二中「（第三条―第七条関係）」を「（第三条―第七条の二関係）」に改める。

別表第四中こころとからだのしくみの項の次に

医療的ケア	医療的ケア

を加え、合計の項中「一、八〇〇」を「一、八五〇」に、「一、一七〇」を「一、二二〇」に、「一、一五五」を「一、二〇五」に改め、同表備考を次のように改める。

五〇	五〇

五〇	五〇

備考　一　第一号養成施設における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。

二　医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。

三　前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第七条の二関係）

科目	時間数
人間の尊厳と自立	五
社会の理解Ⅰ	五
社会の理解Ⅱ	三〇
介護の基本Ⅰ	一〇
介護の基本Ⅱ	二〇
コミュニケーション技術	二〇
生活支援技術Ⅰ	二〇
生活支援技術Ⅱ	三〇
介護過程Ⅰ	二〇
介護過程Ⅱ	二五
介護過程Ⅲ	四五
発達と老化の理解Ⅰ	一〇
発達と老化の理解Ⅱ	二〇
認知症の理解Ⅰ	一〇
認知症の理解Ⅱ	二〇
障害の理解Ⅰ	一〇
障害の理解Ⅱ	二〇
こころとからだのしくみⅠ	二〇
こころとからだのしくみⅡ	六〇
医療的ケア	五〇
合計	四五〇

備考　一　介護過程Ⅲについては、面接授業により行うものとする。

二　医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。

三　前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

四　第五号養成施設における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。

（社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第三条　社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（昭和六十二年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の表筆記試験の項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第四条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の六第二十号中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第五条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第六十号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同条第六十一号中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に、「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

第七百十三条第十九号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同条第二十号中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に、「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

第七百四十二条第二十四号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同条第二十五号中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に、「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

（学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第六条　学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に改める。